

## 第1章 ゆりかごについて

### 1 ゆりかごが設置されるまでの経緯

#### (1) ゆりかごの構想

平成18年11月9日、熊本市島崎（現在 熊本市西区島崎）にある医療法人聖粒会（慈恵病院）が進める「こうのとりのゆりかご」の設置計画が明らかになった。

慈恵病院では、平成14年から、妊娠に悩む女性のために、「赤ちゃんのための電話相談（現在「SOS赤ちゃんとお母さんの妊娠相談」）」を実施する等、早くから胎児や子どもの命を守るための取り組みを行っていたが、遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われていく命を救いたいとの思いから、ドイツの取り組み等を参考として、匿名で子どもを預かる施設の設置が計画されたものである。

#### (2) 医療法上の許可

ゆりかごの設置については、病院施設の用途・構造の変更を伴い、医療法上の許可が必要とされたため、平成18年12月15日に慈恵病院が医療法に基づく建物の変更許可申請を熊本市に提出した。

熊本市では、ゆりかごの許可が現行の法律上問題ないか、国（厚生労働省）や熊本県とも協議を重ねながら、「刑事法上、保護責任者遺棄罪に当たらないか」「児童福祉法や児童虐待防止法に反しないか」等を中心に、許可の是非について検討を行った。

最終的には、国が平成19年2月に「直ちに違法とはいえない」との判断を示したこともあり、熊本市は同年4月5日、「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」と判断し、許可したものである。なお、その際、「子どもの安全確保」、「相談機能の強化」、「公的相談機関等との連携」の3つの留意事項を遵守するよう条件を付した。

### 2 ゆりかごの仕組み

#### (1) ゆりかごの設備と運用

ゆりかごの施設は、平成23年1月に慈恵病院の新病棟（産科・小児科棟）が開設されたことに伴い、当初の設置場所から同年1月23日に移転し、産科・小児科棟（マリア館）南側に子どもを受け入れるための窓口（図1-1）が設置されている。

屋内の保育器内は一定の温度に保たれており、そこに子どもが預け入れられると、子どもの安全確保のため、扉が自動的にロックされる。同時に、ナースステーション及び新生児室2か所のブザーが作動し、そこにいる職員が直ちに子どもを保護することとなっている。

慈恵病院は、子どもを預け入れる前に相談を促すために、ゆりかごへの経路上には親に相談を呼びかける内容の案内板（図1-2）が設置されている。また、ゆりかごの扉の横には、インターホンとともに「赤ちゃんの幸せのために扉を開ける前にチャイムを鳴らしてご相談ください。」との表示板（図1-3）が設置されている。加えて、より子どもを預け入れる前の相談に繋がるように平成25年7月にそれぞれの看板には、「秘密は守ります」と相談の機密性について追加表記された。

【図 1-1 : ゆりかごの外観 平成 26 年 5 月 20 日撮影】



【図 1-2 : ゆりかごへの経路上に設置された案内板  
平成 26 年 5 月 20 日撮影】



【図 1-3 : ゆりかご扉右壁面部分の案内板  
平成 26 年 5 月 20 日撮影】



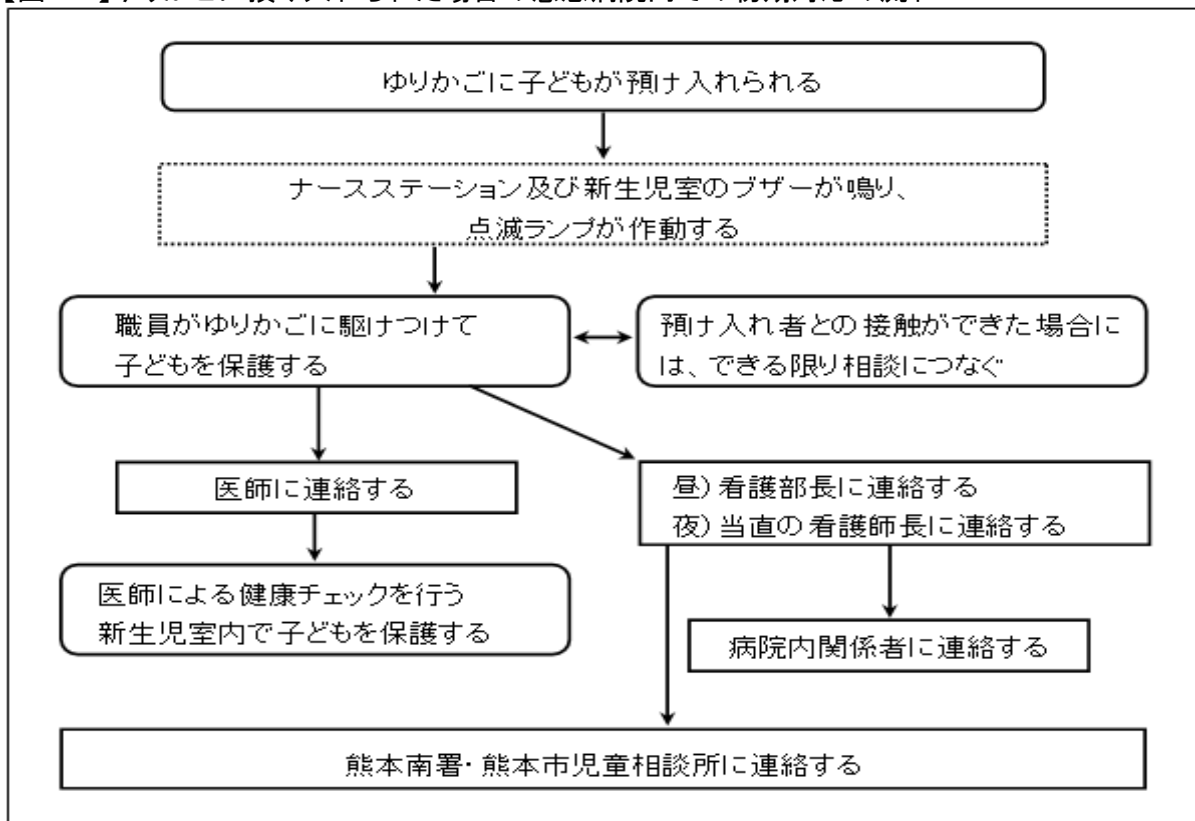
また、病院のホームページには、『『このとりのゆりかご』は“小さいのちを救いたい”という思いから産まれました。本来は、赤ちゃんとお母さんの将来の幸せのために相談を行うことが第一の目的です。』と記載し、妊娠・出産・育児等についてさまざまな悩みを抱える母親や、その周辺の方々の悩みごとを聞き、一緒に考え、解決することを目的として、相談業務と一体になった運用を前面に出している。病院は平成 25 年にホームページをリニューアルし、妊娠相談窓口、相談の流れ、ゆりかごのシステム等を詳しく掲載（資料編 P. 92～P. 100）している。

(2) 慈恵病院内での初期対応（【図 1-4】参照）

子どもが預け入れられた場合、病院では、子どもを保護し、医師の健康チェックを行うとともに、直ちに関係機関（慈恵病院の所在地を所轄する熊本県警察熊本南警察署（以下「熊本南署」という。）、同様に管轄する熊本市児童相談所）に連絡を入れる。預け入れに来た者との接触ができた場合には、できる限り相談に繋いでいる。

預け入れられた子どもの身元が分からない場合、戸籍法上は「棄児」として、熊本南署から、熊本市に対して戸籍法に基づき申出がなされ、熊本市において戸籍が作成されることとなる。なお、慈恵病院からの熊本南署への連絡は、棄児の第一発見者からの警察官への申告と位置づけられる。同時に棄児は、児童福祉法上「要保護児童」として取り扱われるため、慈恵病院からの熊本市児童相談所への連絡は、要保護児童がいる旨の通告と位置づけられる。

【図 1-4】ゆりかごに預け入れられた場合の慈恵病院内での初期対応の流れ



### 3 関係機関での対応

#### (1) 病院から連絡を受けた後の関係機関の対応

熊本南署の警察官が現場に駆けつけ、保護責任者遺棄罪等、「事件性」がないか確認する。子どもの身元が分からない場合、後日、熊本南署は、棄児発見申出書を作成し、熊本市長に申し出る。

通告を受けた熊本市児童相談所では、職員が直ちに慈恵病院に駆けつけ、現場において、子どもの保護に当たる。

熊本市は、子どもの身元が分からない場合、熊本南署からの棄児発見の申出（棄児発見申出書）を受け、後日、棄児発見調書を作成する。また、熊本市長が子どもの姓名をつけ、本籍地を定める。なお、熊本市では二重戸籍となることを排除するため、また、できるだけ実親による就籍が望ましいことから、預け入れられたときの状況や熊本市児童相談所による社会調査の結果を踏まえ、就籍手続きを行っている。

#### (2) 熊本市児童相談所での対応（図 1-5 参照）

子どもが預け入れられ、連絡を受けた熊本市児童相談所は、即日、一時保護措置をとる。以前は、おおむね生後5日以内の状態と推測される新生児については、慈恵病院において公費による委託一時保護が行われ、生後5日を超えている安定した状態と判断される新生児及び2歳未満の乳幼児については、預け入れられた時間帯に応じて、即日遅くとも翌日には乳児院への委託一時保護または入所措置がとられていた。また、おおむね2歳以上の子どもの場合には、一時保護所での一時保護措置を経て児童養護施設への入所措置となっていた。

しかし、預け入れまでどのような状態で養育されていたか不明の子どもを、多くの子どもが生活している施設へ措置することにより、預け入れられた子ども及び施設の子どもの健康の安全管理に関する不安が問題となっていた。また、預け入れに来た保護者が判明している場合、保護者の居住する児童相談所へ移管することとなるため、短期間で子どもの身柄の移動による子どもの心身への負担が問題となっていた。

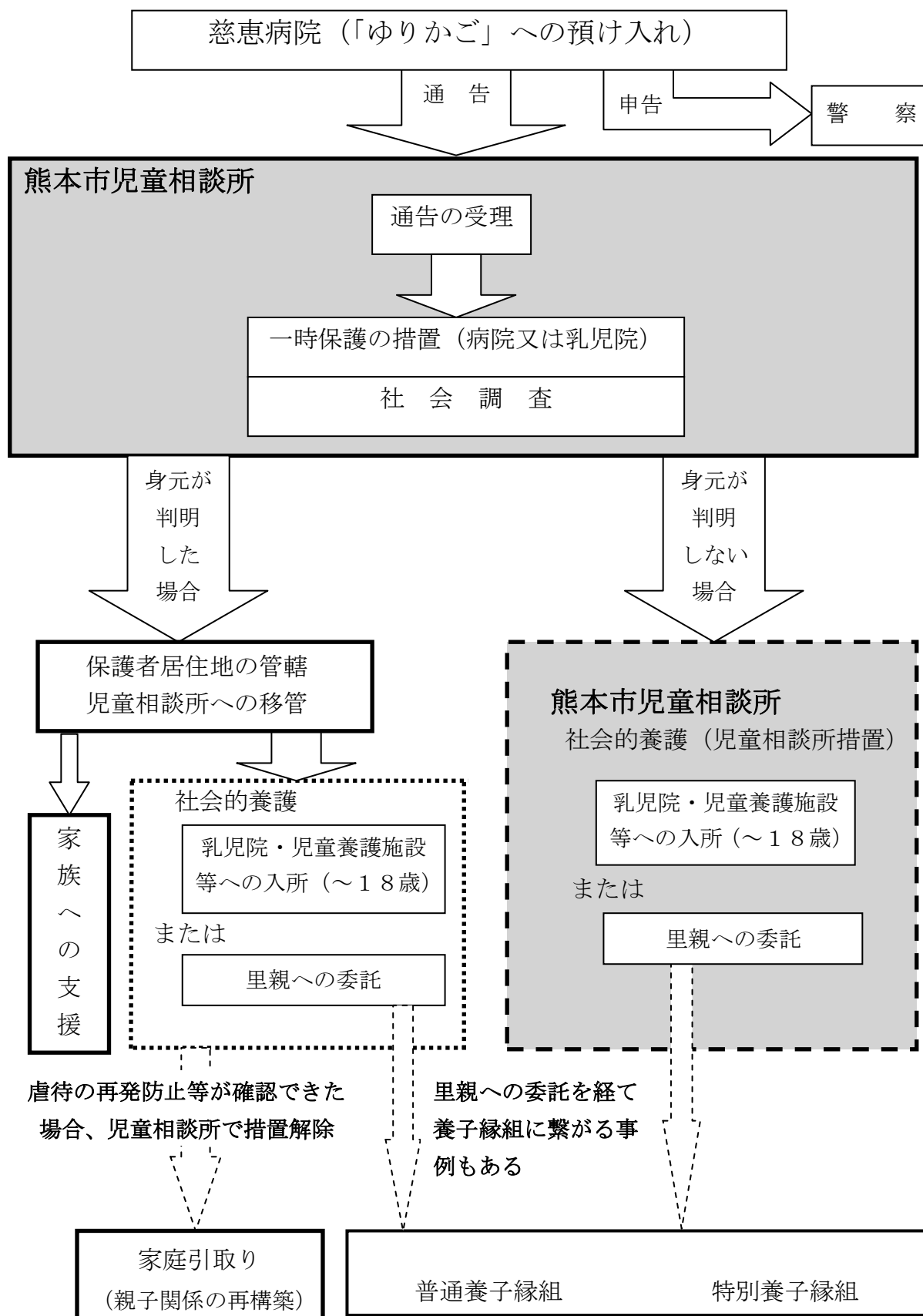
そこで、この措置について病院と協議し、平成26年1月から預け入れられた子どもが感染症等の恐れがないなど健康面から安全等が確認されるまで、また、保護者の居住する児童相談所への移管までの期間が短い場合は、そのまま1週間から2週間、慈恵病院へ委託一時保護を行うよう変更された。預け入れの際の慈恵病院の医師による健康チェックの結果、医療行為が必要と判断された事例については、慈恵病院や対応できる医療機関に委託一時保護を実施し、疾病状態に応じた対応がとられる。

熊本市児童相談所においては、子どもにどのような援助が必要かを判断するため、子どもの成育歴や家庭環境等を把握する社会調査を実施しており、ゆりかごに預け入れられた子どもについても、一般の取り扱いと同様に社会調査を実施する。

親が判明した場合には、親の居住地の児童相談所にケース移管する手続きをとるが、親が判明しない子どもについては、熊本市児童相談所において乳児院・児童養護施設等への入所措置、さらには里親への委託といった形で、「公の責任」の下で対応されることになる。また、親が判明せず家庭引き取りになる見通しが無い場合は、民法に基づく特別養子

縁組の手続きが進められることもある。

【図 1-5 : ゆりかごに預け入れられた子どもの措置援助等のフローチャート】



#### 4 現在のドイツの状況：新規項目

慈恵病院が、ゆりかごを設置するにあたり参考としたドイツの取り組みは、現在、次のような状況である。

2009年（平成21年）11月、ドイツ倫理審議会（旧国家倫理審議会）は、多数の委員によって「赤ちゃんポスト<sup>(1)</sup>」、「匿名出産」及び「匿名による引渡し」の制度の廃止を勧告し、さらにその勧告で「内密出産制度」が提案された。この勧告では、預かった子どもについての記録の仕方や各機関への届出、相談の質等に関する基準がなく個々ばらばらであり、さらには、嬰兒殺しの回避に繋がらないと結論し、既存の合法的な支援の拡充とインターネットサイトや24時間ホットラインの設置等、相談体制の強化が必要であること、また、「赤ちゃんポスト」・「匿名出産」は法令違反であることを指摘した。

これを受け、2011年（平成23年）にドイツ青少年研究所が、「赤ちゃんポスト」・「匿名出産」に関する調査結果を発表した。

これにより、ドイツでは2014年（平成26年）5月「内密出産法（妊娠支援の拡大と内密出産の規定のための法律<sup>(2)</sup>）」が施行された。この法律は、既存の諸制度（「赤ちゃんポスト」、「匿名出産」、「匿名による引渡し」）の代わりとなり得る合法的な「内密出産制度」の導入と、妊娠に関する相談体制の強化・拡充を目的としている。

この「内密出産制度」は、困難な生活状況におかれている妊婦に関して、妊娠していることを周囲に隠したいという希望に配慮しながら、子どもの出自を知る権利を保障するため、相談機関には実名を明かした上で、仮名により医療機関で分娩できる制度である。母親の個人情報は厳重に管理され、子どもは16歳になってからその情報を閲覧できる。但し、子どもからの閲覧希望に対して、母親は情報開示の拒否を家庭裁判所に申し立てることができる。家庭裁判所は、身元の秘密の保持を継続して希望する母親の利益と、子どもの出自を知る権利を比較考慮し判断する。

しかしながら、この「内密出産制度」も、子どもの出自を知る権利に配慮し、かつ関係者全員が法律の面から安心して関わることができる合法的な制度である反面、匿名性を一定期間しか保障できず、また手続きも煩雑であるため、従来制度を利用する妊婦が多いのではないかという懸念がある。また、父親が子どもについて知る権利も考慮されていない。

この法律のもう一つの目的である妊婦支援の拡充として、妊婦に利用しやすい支援と相談を提供するため、従来の匿名相談に加え、インターネットサイト及び全国共通の緊急ホットラインを設置した。

なお、「赤ちゃんポスト」や「内密出産制度」等については、3年後の2017年（平成29年）に、同法がもたらした効果を評価する際に改めて検討するとされている。

「匿名出産」・・・自分の妊娠を周囲に隠したい母親が、身元を明かさず、医療施設において出産すること。

「内密出産」・・・自分の妊娠を周囲に隠したい母親が、相談機関では身元を明かした上で、医療施設において仮名で出産すること。

【校閲：国立大学法人熊本大学 文学部 准教授 トビアス・バウアー氏】

(1) Babyklappe

(2) Gesetz zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt

## 5 ゆりかごをめぐる主な動き：新規項目

年 月 日	動 き
平成18年11月9日	医療法人聖粒会慈恵病院が、ドイツのベビークラッペを参考にした「このとりのゆりかご」の設置計画を発表
12月15日	慈恵病院が熊本市保健所にゆりかご設置のための病院開設許可事項の変更を申請
12月18日	熊本市が厚生労働省と協議（断続的に協議）
12月20日	熊本市が熊本県と協議（断続的に協議）
平成19年2月22日	熊本市長が厚生労働省を訪問、6項目の質問事項を照会（条約や法令等に反しないか等）
同日	熊本市から慈恵病院へ文書照会
3月20日	熊本市から国への確認、慈恵病院から熊本市へ回答
平成19年4月5日	熊本市保健所が慈恵病院の建物の変更申請を許可
同日	厚生労働省から都道府県等に相談窓口周知の文書を発出
5月1日	慈恵病院ゆりかご施設の改修完了
5月7日	熊本市が24時間の「妊娠に関する悩み電話相談」を開設
5月10日	ゆりかご運用開始
9月19日	熊本市このとりのゆりかご専門部会の設置第1回部会開催（以降3か月毎実施）
10月9日	熊本県このとりのゆりかご検証会議の設置
11月30日	熊本県検証会議第1回会議開催
平成20年5月20日	熊本市が平成19年度の預け入れ状況を公表（以降毎年5月前年度分を公表）
9月8日	熊本県検証会議「中間とりまとめ」の公表
平成21年3月2日	熊本県知事が厚生労働大臣に「中間とりまとめ」の内容を要望
平成21年7月14日	熊本県知事が全国知事会で相談体制の充実を要望
11月	ドイツ倫理審議会は、「赤ちゃんポスト」及び「匿名出産」を廃止するよう勧告
11月26日	熊本県検証会議「最終報告（第1期）」の公表
平成22年2月24日	熊本県知事、熊本市長が厚生労働大臣に児童家庭相談体制の充実等を要望
平成22年4月1日	熊本市児童相談所設置
平成23年1月23日	慈恵病院の新病棟開設のためゆりかご移設
平成23年7月27日	厚生労働省から都道府県等に相談体制等の整備の文書を発出
平成24年1月20日	ゆりかごの扉の改修（子どもの安全確保のための中扉の設置）
3月29日	熊本市このとりのゆりかご専門部会中期的検証報告（第2期）の公表
平成24年5月4日	ゆりかごのインターホン設備の改修（預け入れがあったことの連絡設備の追加設置）
6月25日	熊本市長が厚生労働大臣に検証会議への参加等を要望
10月29日	熊本市と国との意見交換会
平成25年7月20日	ゆりかごの案内板の改修（事前相談を促すための文言追加）
平成26年5月1日	ドイツ「内密出産法（妊娠支援の拡大と内密出産の規定のための法律）」が施行
6月26日	熊本市児童相談所による慈恵病院での研修会開催
7月18日	熊本市長が厚生労働省に妊娠相談体制の充実等を要望
9月26日	熊本市このとりのゆりかご専門部会中期的検証報告（第3期）の公表